

独立行政法人水資源機構分任契約職

豊川用水総合管理所 所長 山本 政彦

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務（オープンカウンタ方式による）
- 2 施 行 場 所 愛知県新城市日吉百田地内外
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から70日間とする。
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 無し
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX又は電子メールによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）による。
 - 3) 提出期限 令 和 8 年 8 月 31 日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei.toyogawa@water.go.jp
 - 5) 担当者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 鈴木(すずき)
 - 6) 質 問 書 令 和 8 年 8 月 27 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月1日 12:00 までとします。
 - 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
 - 3) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年8月25日に交付された「豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務」の見積依頼書等を受領しました。

(連絡先)

担当部署名：

担 当 者：

電話番号：

F A X 番号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

豊川用水二期東部幹線併設水路
塩沢工区接続部補足設計業務

仕 様 書

令和 8 年 8 月

独立行政法人 水資源機構

豊川用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

1-1 適 用

1. この仕様書は、「豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2 準拠基準等

受注者は、設計図書によるもののほか、次の基準類によらなければならない。

1. 土木工事共通仕様書（令和 6 年 4 月） 独立行政法人水資源機構
2. 水路工設計指針（平成 30 年 3 月） 独立行政法人水資源機構
3. コンクリート標準示方書[基本原則編]（2022 年制定） 社団法人土木学会
4. コンクリート標準示方書[設計編]（2022 年制定） 社団法人土木学会
5. コンクリート標準示方書[施工編]（2023 年制定） 社団法人土木学会
6. トンネル標準示方書「共通編」・同解説/「シールド工法編」・同解説（2016 年制定） 社団法人土木学会
7. トンネル標準示方書「共通編」・同解説/「開削工法編」・同解説（2016 年制定） 社団法人土木学会
8. トンネル標準示方書「共通編」・同解説/「山岳工法編」・同解説（2016 年制定） 社団法人土木学会
9. 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」（平成 26 年 3 月）農林水産省農村振興局（正誤表令和 2 年 4 月まで更新あり）
10. 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」（令和 3 年 6 月）農林水産省農村振興局（正誤表令和 5 年 6 月まで更新あり）
11. 土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」（平成 26 年 7 月）農林水産省農村振興局（正誤表令和 6 年 7 月まで更新あり）
12. 土地改良事業設計指針「耐震設計」（平成 27 年 5 月） 農林水産省農村振興局（正誤表令和 3 年 8 月まで更新あり）
13. 地盤調査の方法と解説 改訂版（平成 25 年 3 月） 社団法人地盤工学会
14. 地盤材料試験の方法と解説（第一回改訂版）（令和 2 年 12 月） 社団法人地盤工学会
15. 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編（平成 29 年 11 月） 社団法人日本道路協会
16. 水道施設耐震工法指針・解説（2022 年版）（令和 4 年 6 月）社団法人日本水道協会
17. NEXCO 試験方法 第 7 編 トンネル関係試験方法（平成 29 年 7 月）東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社
18. その他、調査職員が指示するもの

第 2 節 業務内容

2-1 業務場所

愛知県新城市日吉百田地内外

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

1. 設計業務

(1) 塩沢工区接続部補足設計

1 式 (L=0.04 km)

第 3 節 履行期間

履行期間は、雨天及び休日等を含み、契約締結の翌日から 70 日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第 4 節 打合せ等

1. 業務打合せ

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は 2 回以上とする。

(1) 業務着手時

(2) 成果物納入時

第 5 節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。

(1) 豊川用水二期東部幹線併設水路土流部外基本設計等業務 平成 29 年度 報告書

(2) 豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区実施設計等業務 平成 4 年度 報告書

(3) 豊川用水二期東西分水施設接続工外補足設計等業務 令和 5 年度 報告書

(4) 豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区外詳細設計等業務 令和 6 年度 報告書

(5) その他、調査職員が必要と認めたもの

2. 受注者は、本業務を実施するにあたり、上記 1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。

第 6 節 成果物の提出

6-1 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 令和 8 年 2 月：国土交通省）」（以下「要領」という。）（URL：http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で 2 部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【業務編】（令和 8 年 2 月：国土交通省）」（http://www.cals-ed.go.jp/cr_guideline/）に基づき行うものとし、業務着手前に「事前協議チェックシート（調査設計業務用）」を用いて調査職員と協議するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

6-2 成果物の提出

1. 受注者は、次の成果物を提出するものとする。

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 電子媒体（CD-R 又は DVD） | 1 式（2 部） |
| (2) 紙ファイル（市販品） | 1 式（1 部） |

第 7 節 設計変更等

設計変更等について、その具体的な考え方や手続きは、「土木設計業務等変更ガイドライン（平成 27 年 11 月）」（独立行政法人水資源機構）による。

第 8 節 下請負

受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に調査職員に提出しなければならない。

なお受注者は、下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度調査職員に提出しなければならない。

第 9 節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第2章 設計業務

第1節 業務目的

1. 本業務は、豊川用水二期東部幹線併設水路（以下「併設水路」という。）のうち、塩沢工区における鳥原トンネル接続部の補足設計を行い、取りまとめを行うものである。
2. 本業務でいう補足設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第2節 設計条件

2-1 併設水路

設計条件は、次のとおりとする。

1. 設計流量(計画最大流量)
併設水路 $Q_{\max}=5.0\text{m}^3/\text{s}$
2. 水路形式
水路形式は、セミクロズタイプのパイプラインとする。

第3節 業務内容

3-1 塩沢工区接続部補足設計

塩沢工区トンネル仮設ヤード内の既設鳥原トンネル接続部について、トンネル構造変更に伴う補足設計を行うものである。

1. 資料の検討
補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。
2. 水理検討
補足設計区間の詳細水理計算を行い、管径等を整理する。
3. 構造計算
補足設計区間における詳細な構造計算を行う。
4. 構造図作成
補足設計区間における構造図を作成する。
5. 土工図作成
土工断面図等を作成する。
6. 数量計算
構造検討結果に基づき補足設計区間の数量計算を行う。
7. 施工計画
施工の順序、方法等を整理のうえ施工計画図等を作成する。
8. 点検とりまとめ
水理構造計画、数量計算の点検、図面の点検照査とりまとめ及び報告書作成を行う。

第 4 節 設計図面

図面は、工事契約に係る設計図として使用するため、工事施工の出来形管理及び品質管理に必要な諸元を必ず明記しなければならない。

第 5 節 数量計算

受注者は、土木工事数量算出要領（案）に基づき、数量計算書を作成するものとする。

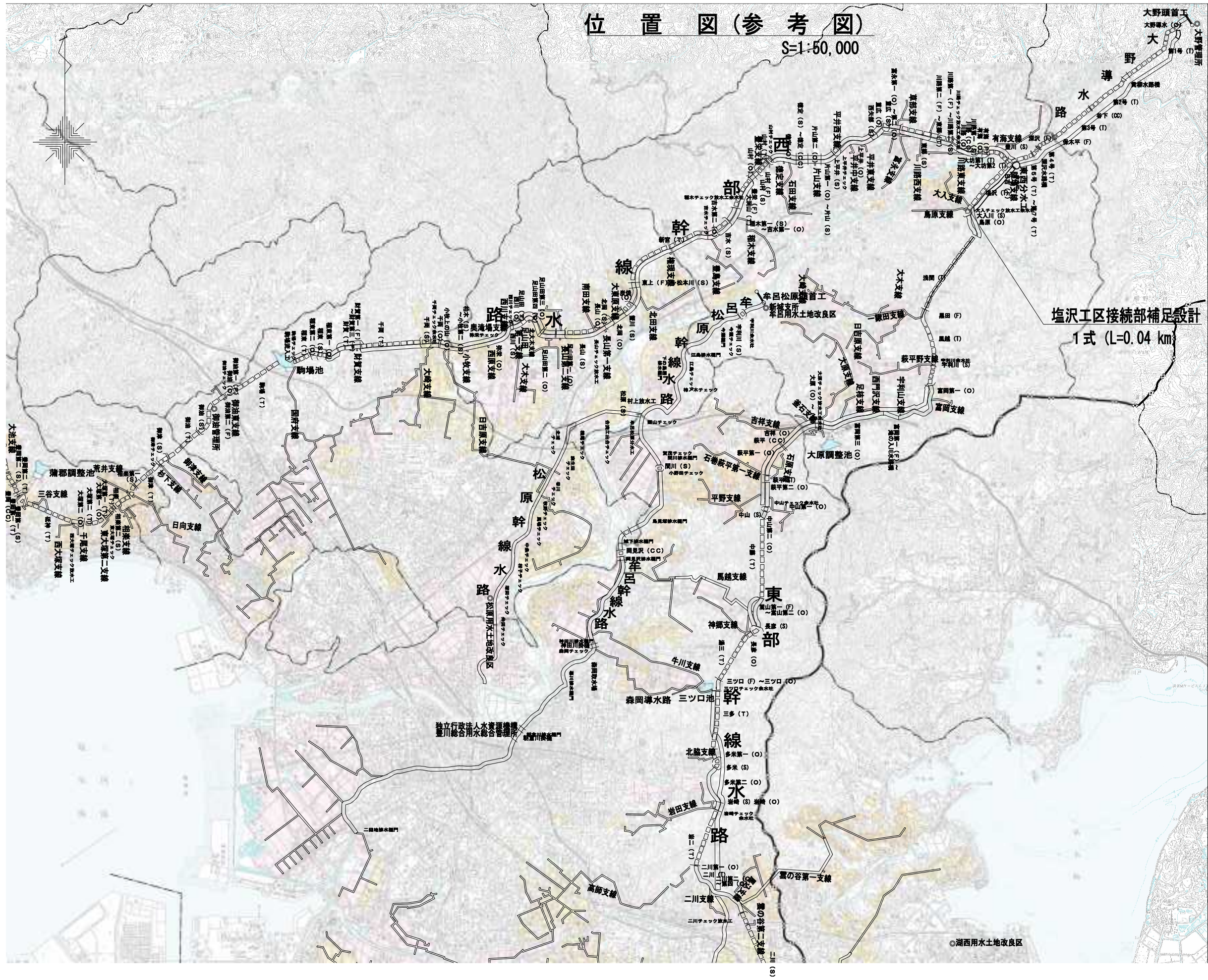
第 6 節 業務上の留意事項

1. 本業務は工事発注に必要な設計図書等の資料を作成するものであることを十分理解し、発注者と緊密な連絡をとり、手戻りのないよう設計の遂行にあたらなければならない。
2. 設計にあたっては、社会的条件・維持管理・施工性・安全性・経済性等について充分考慮しなければならない。
3. 設計に適用した基準等は、「出典先」(正式名称)を報告書に記載するものとする。
4. 構造計算にあたっては、「(1)適用基準 (2)設計条件 (3)計算式及び計算結果」等、順を追って確認出来るようとりまとめるものとする。
5. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。
6. 電子計算機使用について

受注者は、電子計算機により設計計算を行う場合、計算過程をチェックしたうえでそれにより難しい場合に、その過程を明記したものを報告書に添付するものとする。

また、使用プログラムと使用機種については、事前に承諾を得なければならない。

以 上



- 注意事項
- 適用
この図面は、豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務の位置図(参考図)に適用する。
 - 単位
測点、標高は、m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。

本図以下全ての図はA1版をA3版に縮小したものである	
業務名	豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務
名称	位置図(参考図)
登録番号	整理番号 1
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	

一般平面図(参考図) S=1:1000

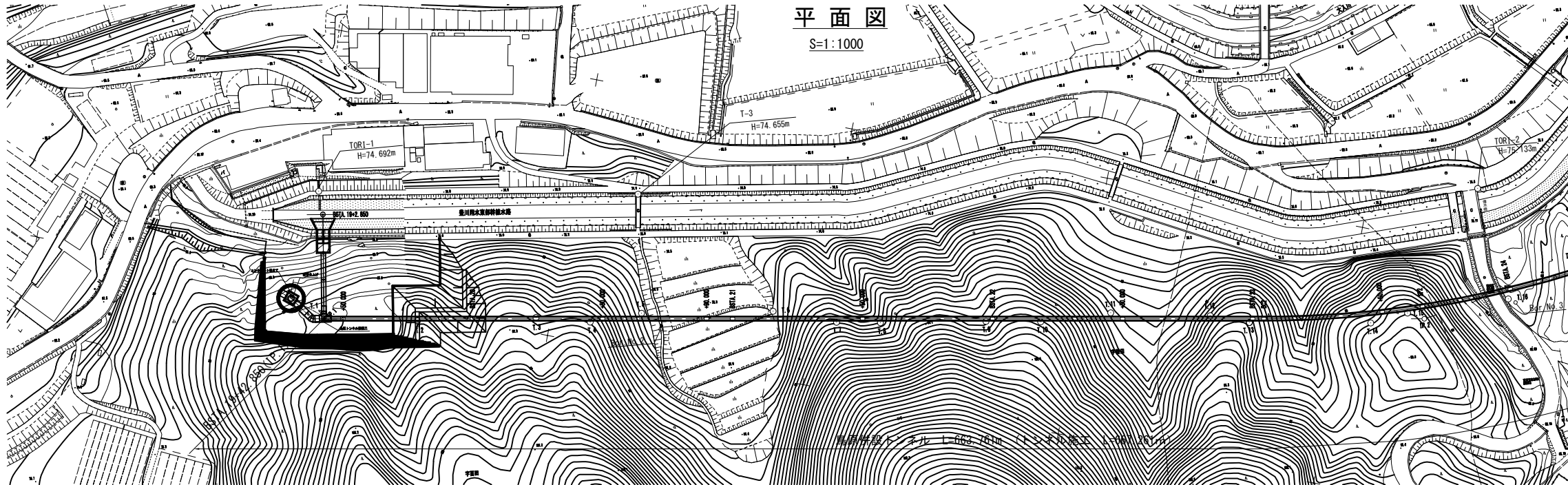
注意事項

- 適用
この図面は、豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区
接続部補足設計業務の一般平面図(参考図)に適用する。
- 単位
測点はm単位で示し、縮尺はS=1:1000である。

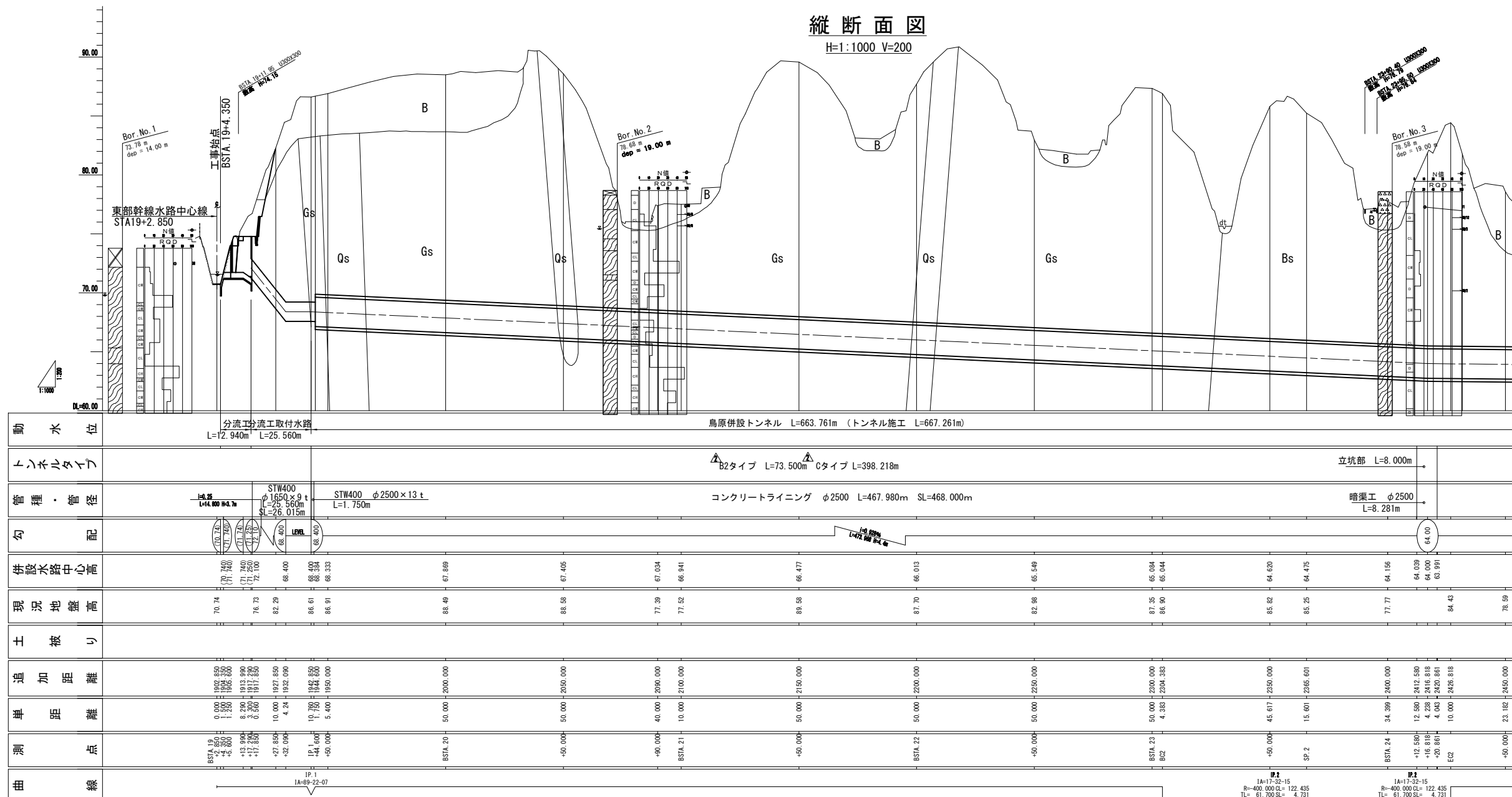


業務名 豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務	
名称	一般平面図(参考図)
登録番号	整理番号 2
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所	

S=1 : 1 000



H=1 : 1000 V=200



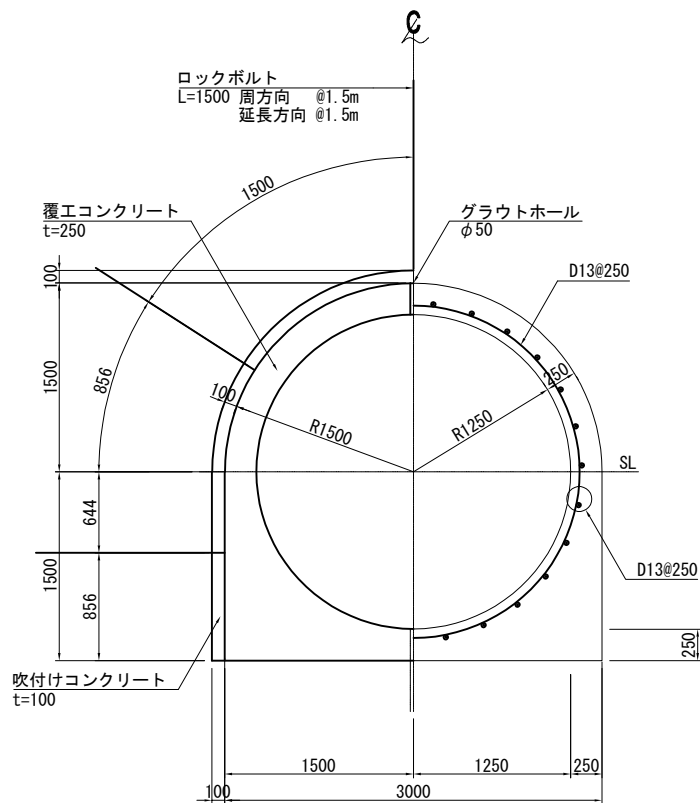
1. 適用
この図面は、豊川用水二期東部幹線併設水路
塩尻工区接続部補正設計業務の平面縦断図（参考図）
に適用する。
2. 単位
測点、標高は、m単位で示し、構造寸法は特に示
さない限りmmで示す。
3. 管種
1）STW400とは、水輸送用塗覆装鋼管（JIS G
3443）をいう。
2）SM490Iは、JIS G 3106Iによる。
3）管種・管径欄の中で示すSLは、管心長を示す。
その他の値はIP間の距離から計算した値等を
を示す。
4. 設計流量
1）併設水路
鳥原併設トンネル 5.1m³/s
分流水・合流水 4.5m³/s
分流水・合流水取付水路 4.5m³/s

時代区分		地 層 名		記号	備 考
新 年 代	第 四 紀	人工地盤	人工地盤	B	
		崖錐堆積物	礫質土	dt	
	白 垂 紀	三波川 變成岩類	石英片岩	Qs	
中 年 代			綠色片岩	Gs	
			黑色片岩	Bs	

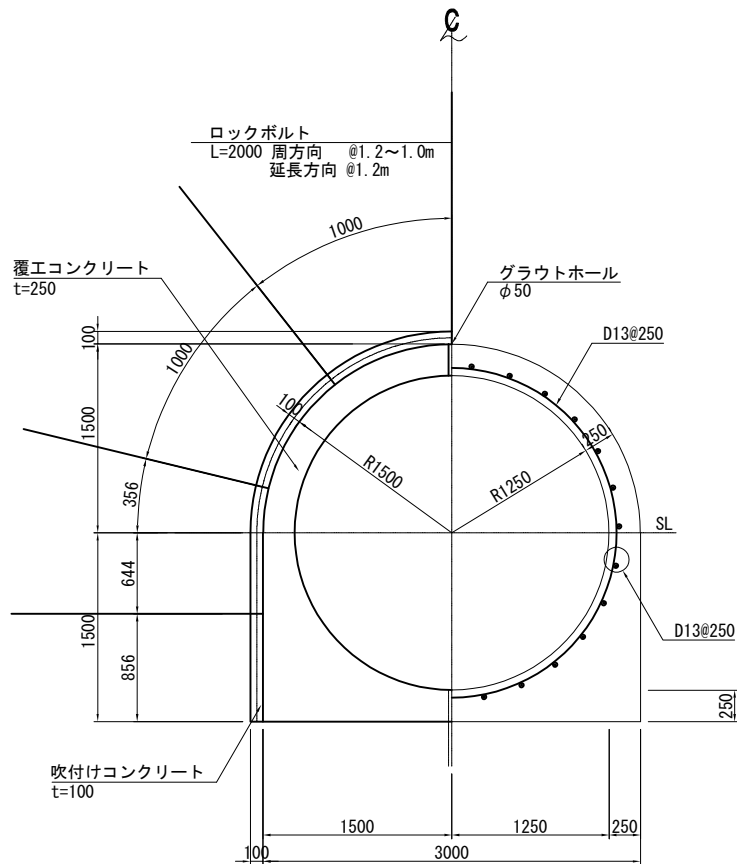
登録番号	整理番号 3
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	

併設トンネル標準断面図（参考図） S=1:30

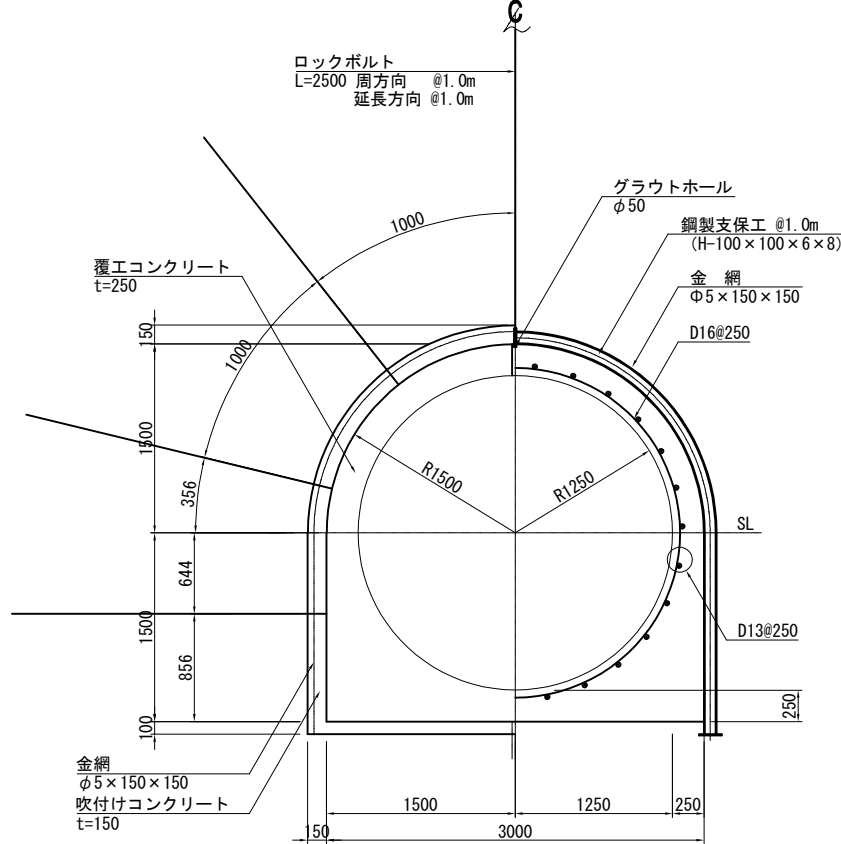
B 2タイプ



Cタイプ



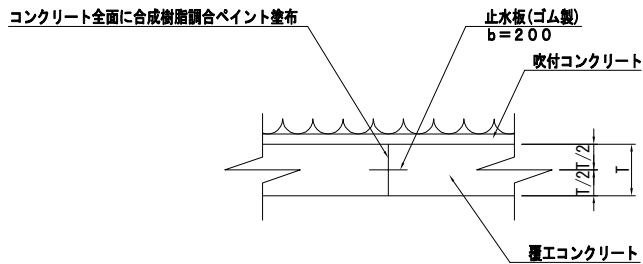
D 1タイプ



注意事項

- 適用
この図面は、豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務の併設トンネル標準断面図（参考図）に適用する。
- 単位
測点・標高は、m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmmで示す。
- 施工
NATM工法
- ライニング
鉄筋コンクリートライニング
- 構造継目
1) 覆工コンクリートの設計基準強度 $\sigma_{ck}=21\text{N/mm}^2$
2) 鉄筋は、異形鉄筋 (SD295A) を使用し、その重ね継手長は300以上とする。
3) 鉄筋の被りは、コンクリート面より鉄筋の中心までとし、各タイプともに6cmとする。
- 鋼製支保工
鋼製支保工は、H形鋼を使用し、その材質は JIS-G-3101（一般構造用圧延鋼材）とする。
- グラウトホール
グラウトホールは5.0m間隔とし、0.1N/mm²以下の圧力の低圧グラウトとする。
- 収縮継目
収縮継目は、打設継目に適用する。
収縮継目の間隔は、最大12mとする。

収縮継目詳細図 S=1:20



業務名 豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務	
名 称 併設トンネル標準断面図（参考図）	
登録番号	整理番号 4
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所	

併設水路

Technical drawing of a sewerage system layout. The drawing shows a manhole (circular structure on the left) connected to a pipe (labeled 'パイプライン'). The pipe runs horizontally and then turns vertically. A rectangular structure, likely a manhole or access point, is shown on the right. Various dimensions and labels are provided:

- Dimensions: 80.05, 79.86, 80.12, 86.47, 86.89, 85.97, 87.29, 2846, 1=10.50m.
- Labels:
 - 閉塞コンクリート 18-8-40BB
 - 鋼管撤去・閉塞 鋼管 (STW400) $\phi 1650$ t=12
 - 鋼管撤去 鋼管 (STW400) $\phi 2500$ t=18
 - 管水路閉塞
 - 土工計上延長3799
 - 管水路直角方向 土工計上延長11170
 - 管水路埋戻し撤去延長
 - 掘削対象範囲

名 称	数 量	单 位
切土掘削(軟岩)	2.4	m ²
切土掘削(中硬岩)	91.9	m ²
埋戻し 管頂～30cm	1.9	m ²
30cm～60cm	1.9	m ²
B<1.0	-	m ²
1.0≤B<2.5	15.3	m ²
2.5≤B<4.0	28.8	m ²
4.0≤B	43.3	m ²
管水路基礎整形	10.9	m
荒仕上げ	16.9	m

切土掘削(中硬岩)		91.9	m ²
埋戻し	管頂～30cm	1.9	m ²
	30cm～60cm	1.9	m ²
	B<1.0	-	m ²
	1.0≤B<2.5	15.3	m ²
	2.5≤B<4.0	28.8	m ²
	4.0≤B	43.3	m ²
管路基礎整形		10.9	m
荒仕上げ		16.9	m

軸線方向断面

The diagram illustrates the cross-section of a pipeline foundation. Key features include:

- Ground Surface:** Indicated by a horizontal line at $\nabla EL=75.07$ (施工基準).
- Soil Layers:**
 - 軟岩 (D~CL級) - Soft Rock (D~CL Class)
 - 中硬岩 (CM級) - Medium Hard Rock (CM Class)
- Pipeline Foundation Structure:**
 - 管水路基礎面整形 4483**: The base layer of the foundation.
 - 管水路基礎面整形 3184 荒仕上げ 2036**: A sloped reinforcement layer.
 - 管水路基礎面整形 3568 荒仕上げ 3568**: Another sloped reinforcement layer.
 - 管水路基礎面整形 3568 荒仕上げ 2036**: A final sloped reinforcement layer.
- Dimensions:**
 - Horizontal distance from ground surface to start of foundation: 1000.
 - Vertical height of foundation: 5000.
 - Slopes are indicated as 1:1 and 1:0.5.

表層工：再生微細集アスコン(130)
1000
底層工：再生砂岩(90-40)
c=15mm

荒仕上げ 36cm

1000

荒仕上げ 5212

4000

荒仕上げ 1969

- 2.単位
測点、標高は、m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。

名 称	数 量	单 位
切土掘削(軟岩)	-	m ²
切土掘削(中硬岩)	38.0	m ²
埋戻し	管頂～30cm	-
	30cm～60cm	-
	B<1.0	-
	1.0≤B<2.5	5.4
	2.5≤B<4.0	8.1
	4.0≤B	22.6
管水路基礎整形	-	m
荒仕上げ	10.8	m

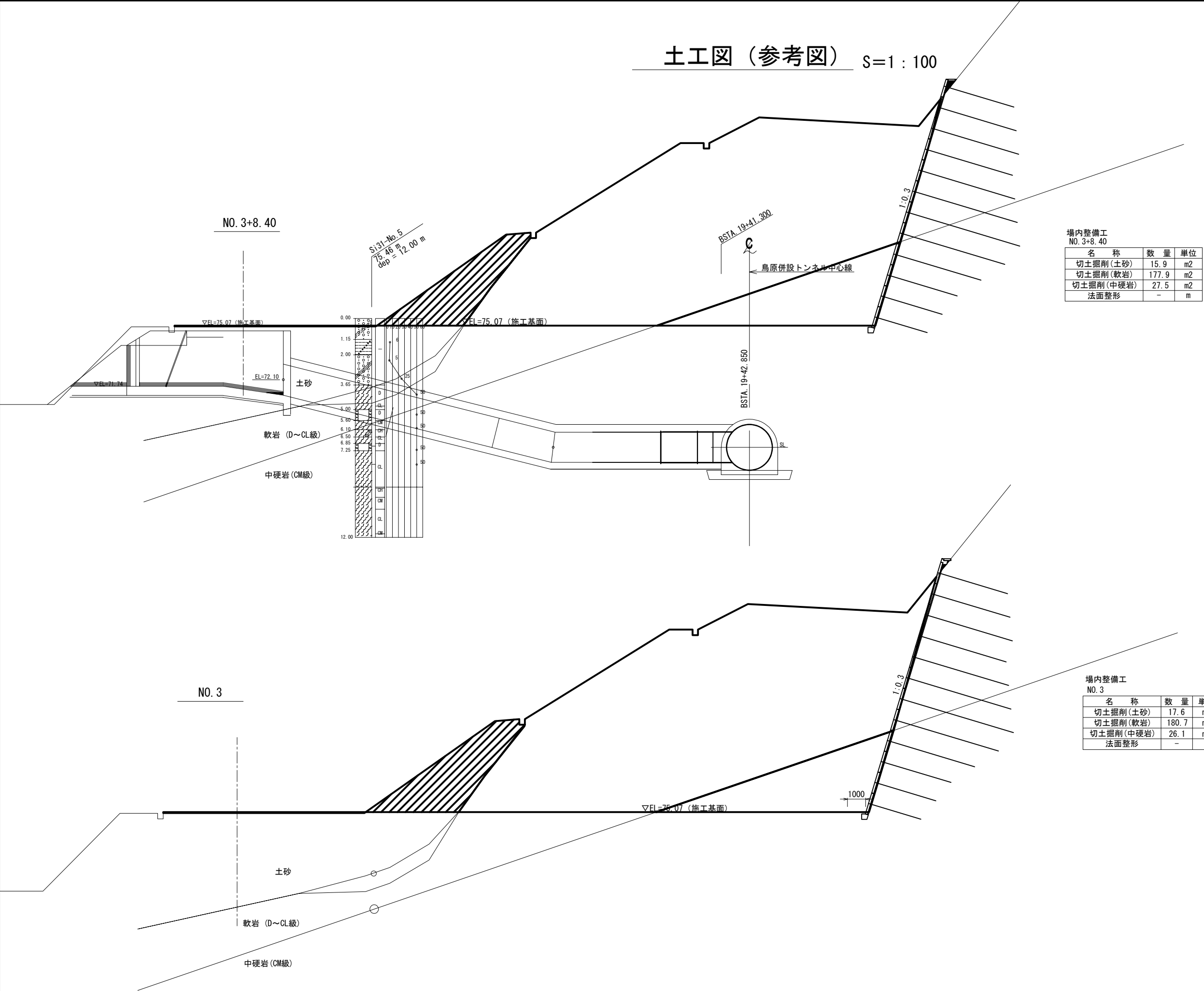
業務名		豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補正設計業務	
名 称		本線管水路土工図（参考図）	
登録番号		整理番号	5
独立行政法人 水資源機構		豊川用水総合管理所	

土工図（参考図） S=1 : 100

注意事項

1. 適用
この図面は、豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務の土工図（参考図）に適用する。

2. 単位
測点、標高は、m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。



場内整備工
NO. 3+8. 40

名 称	数 量	単 位
切土掘削(土砂)	15.9	m2
切土掘削(軟岩)	177.9	m2
切土掘削(中硬岩)	27.5	m2
法面整形	-	m

場内整備工
NO. 3

名 称	数 量	単 位
切土掘削(土砂)	17.6	m2
切土掘削(軟岩)	180.7	m2
切土掘削(中硬岩)	26.1	m2
法面整形	-	m

請 書

1 件 名 豊川用水二期東部幹線併設水路塩沢工区接続部補足設計業務

2 場 所 愛知県新城市日吉百田地内外

3 期 間 自 令和 8 年 月 日

至 令和 8 年 月 日

4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 8 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い豊橋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

- くじの方法について同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

- くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

- くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

- 具体的な決定方法について 例)

・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

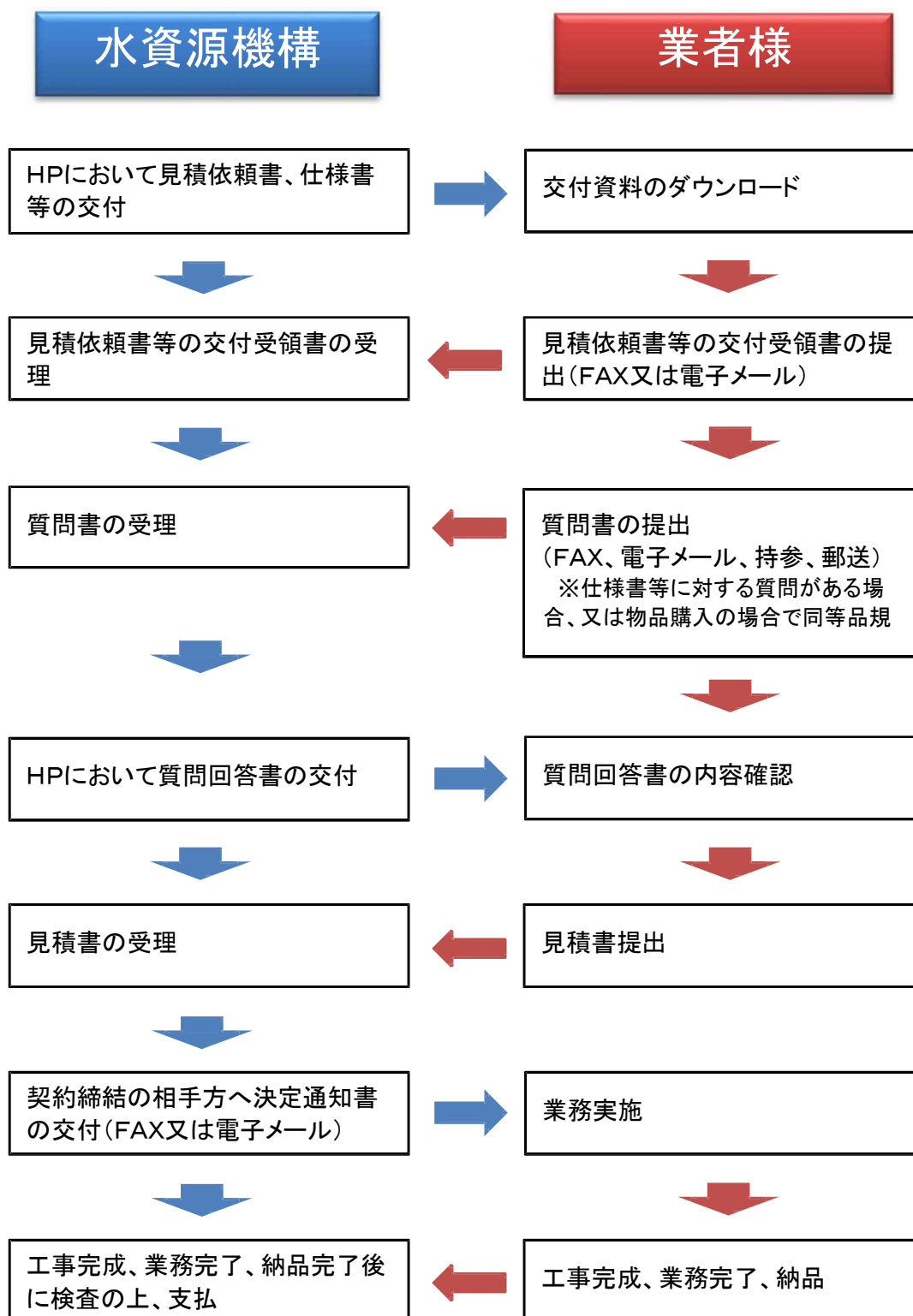
$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者}=63 \text{ 余り}$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者}=42 \text{ 余り}$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

オープンカウンタ方式による 調達方法フロー



オープンカウンター方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に掲載しておりますので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

【手順】

- ① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に見積依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください
- ② 依頼内容を確認し、見積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書3. 4) 提出先」のFAX番号又はメールアドレスをお願いします。
- ③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。
- ④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。
- ⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールにより提出してください。
- ⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。（FAX又は電子メール）
- ⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

【オープンカウンター方式とは】

- オープンカウンターとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
- 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

【留意事項】

- 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、FAX又は電子メールで送信してください。

なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたFAX番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。

- 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。

<https://www.water.go.jp>

【問い合わせ先】愛知県豊橋市今橋8番地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 経理課

TEL0532-54-6502 FAX0532-54-6517 メール nyukei_toyogawa@water.go.jp